

かつしか 区議会だより

第3回定例会

9月	14日	本会議（一般質問等） 特別委員会（地方分権・行革、危機管理対策）
	15日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	16～23日	常任委員会（建設環境、保健福祉、文教、総務）
	26日	議会運営委員会
	27日	本会議（議案の議決等）
	28～30日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理 対策、都市基盤整備）
10月	3～11日	決算審査特別委員会
	13日	議会運営委員会
	14日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2～4面…一般質問 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

No.229 平成28年（2016年）11月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



水元公園のカモ

平成27年度決算5件を 審査・認定

今回の定例会では、7名の議員から区政一般質問が行われたほか、平成28年度一般会計補正予算（第2号）をはじめとする区長提出議案等19件

と、無年金者対策の推進を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案5件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書5件を可決し、関係機関に送付しました。

無年金者対策の推進を求める意見書

政府に対し、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、次の事項について早急に取り組みを強く求める。①無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。②低年金者への福祉的な措置として最大月額5千円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

国会及び政府に対し、教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していくため、次の事項の実施について強く求める。①教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。②教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。③部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。④教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

政府に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、次の事項について取り組むことを強く求める。①学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。②希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめぐし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。③低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。④返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げることを。

同一労働同一賃金の実現を求める意見書

国会及び政府に対し、日本の雇用制度にすでにヒトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも充分留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のため、次の事項について躊躇なく取り組むことを強く求める。①不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。②非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正及び両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。③とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。